

史跡仙台城跡の植生修景整備について（案）

教育局文化財課

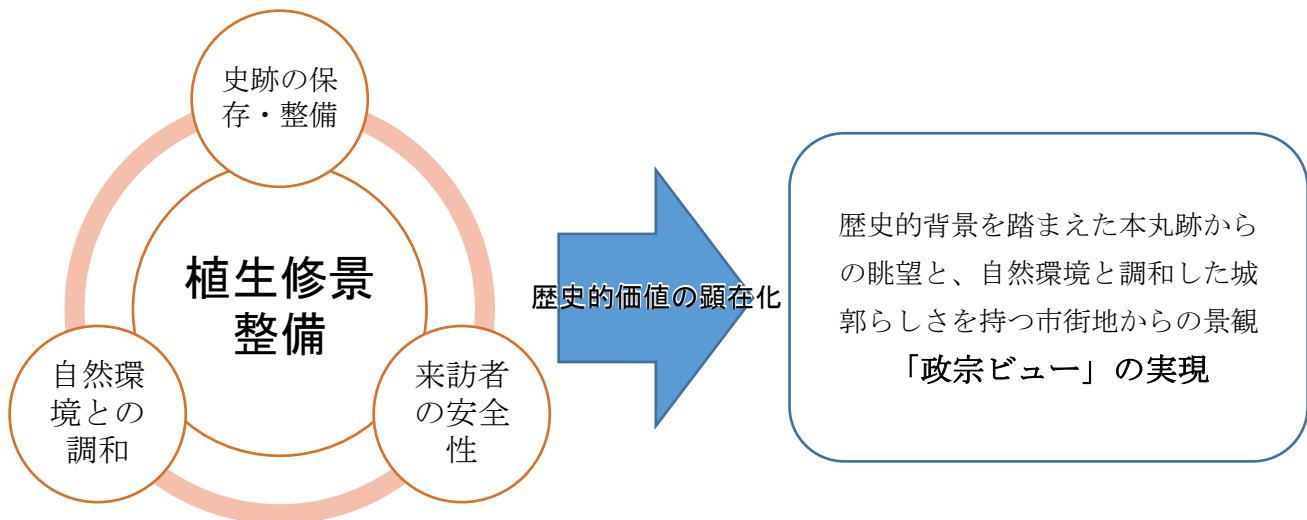
1. 経緯・目的

(1) 経緯

史跡仙台城跡においては、平成 31 年に策定した『史跡仙台城跡保存活用計画』に基づき、平成 17 年策定の『仙台城跡整備基本計画』を見直して令和 3 年 3 月に『史跡仙台城跡整備基本計画』（概要版参照）を策定した。仙台城跡の植生修景整備は、史跡仙台城跡整備基本計画に基づき実施するものである。

(2) 目的

- 国指定史跡として適切な管理と整備を行い、保存と活用を図り、仙台城跡の本質的価値を市民や来訪者に発信する。また、来訪者の安全も確保する。
- 現在仙台城跡に生育する植生を適切に整備し、仙台城が機能していた時代の状態に近づけることで歴史的価値の顕在化を図る。また、史跡の保存と活用に繋げる。
- 植生整備にあたっては、史跡の保存・整備、来訪者の安全、天然記念物青葉山や仙台城跡に現在生育する動植物を包括した自然環境との調和を踏まえて実施し、政宗ビューの実現を目指す。



2 植生修景整備

史跡仙台城跡整備基本計画で定めた植生修景方針に基づき、植生調査を行ったうえで植生修景計画を策定し、希少な植生に配慮しつつ、植生の伐採・剪定・保全・植栽等を行う。

(1) 植生調査

- ・仙台城跡の現状樹木の調査を令和 3 年度に実施
- ・調査内容：胸高直径 10 cm 以上の樹木を対象に、樹種、胸高直径、樹高、位置、生育状況の項目で行い、植生調査票と植生配置平面図を作成。

(2) 植生修景計画

- ・植生調査の成果を踏まえ、今年度『史跡仙台城跡植生修景計画』を策定中。

(3) 植生修景整備

・植生修景整備は年度ごとに進めていくこととし、令和4年度に実施する植生修景整備を第1次植生修景整備とする。

【第1次植生修景整備】

・東丸（三の丸）土塁一部の顕在化、本丸北壁石垣一部の顕在化、本丸平場ライン一部の顕在化。

①各地点の修景整備方針（図1参照）

■東丸（三の丸）土塁の一部顕在化

A 除草…草本、低木類を除去（水際は可能な範囲まで）

B 間引き…土塁上に繁茂する一部の樹木の間引き伐採及び土塁天端高さまでの枝打ち

C 危険木・支障木伐採…巽門登城路入口付近の土塁形状の顕在化、史跡の保存及び来訪者の安全のための危険木・支障木の伐採。

■本丸北壁石垣および本丸平場ラインの一部顕在化

D 伐採・剪定…本丸北東部に繁茂する樹木について伐採・剪定

E 竹林伐採…本丸東側に繁茂する竹林の伐採

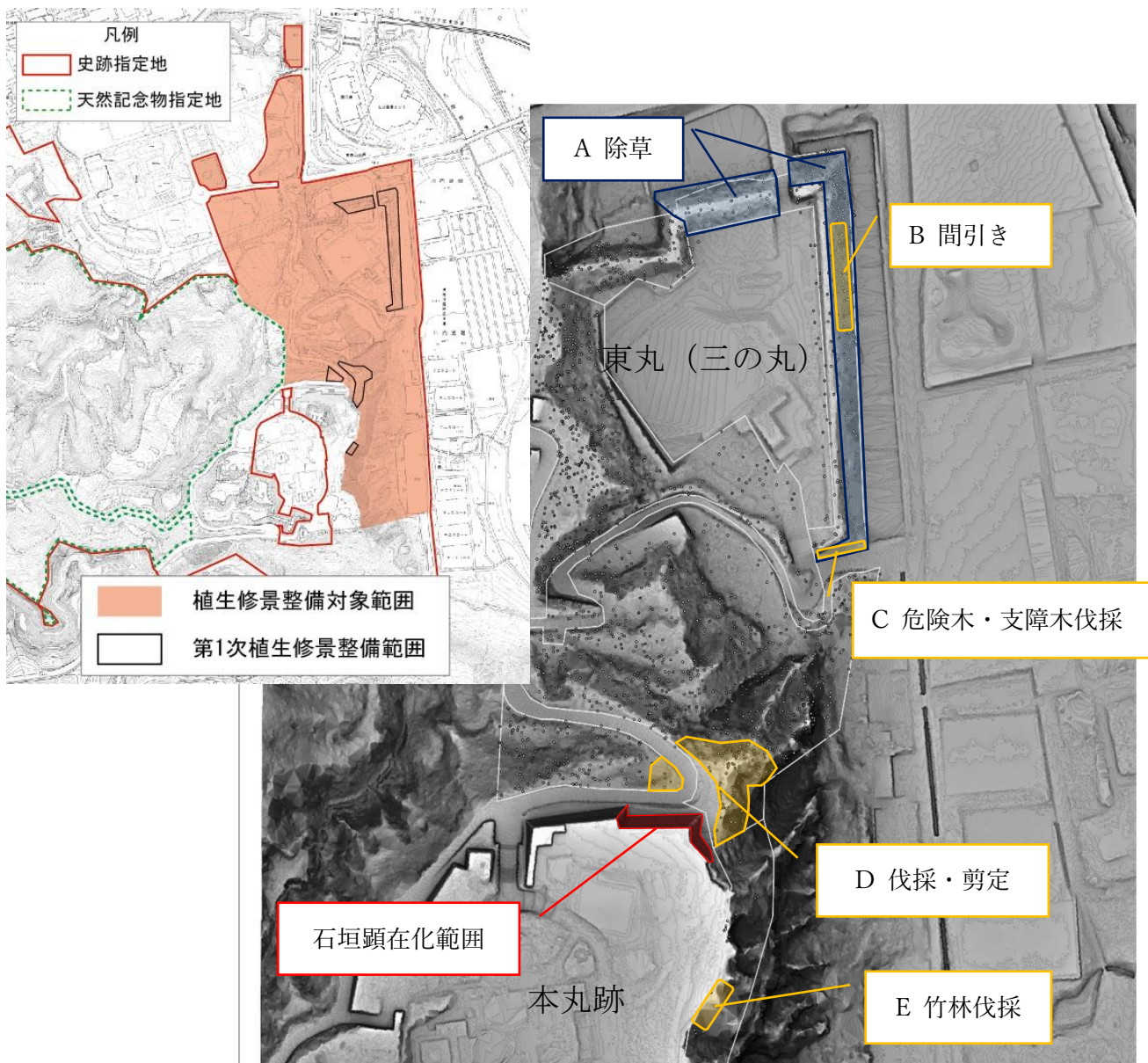


図1 第1次植生修景整備計画図

②整備イメージパース（図2・3参照）

- ・第1次植生修景整備が完了した令和5年度の姿のイメージパース
- ・視点場：令和5年度に開館する仙臺緑彩館前の広場に設定
- ・現時点でのイメージ図であるため変更になる可能性がある

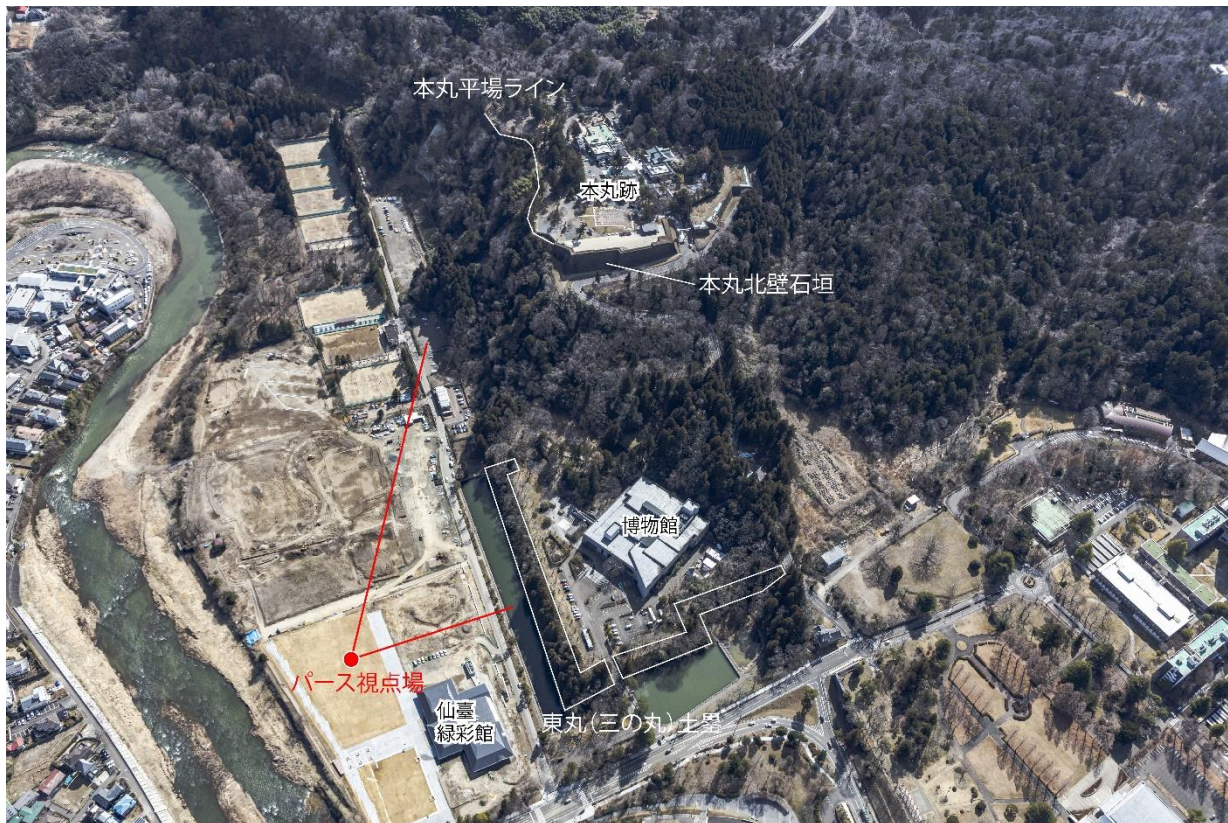


図2 パース視点場位置図



図3 整備イメージパース図

3. 令和4年度植生修景整備関連スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
植生修景計画策定	■				●				
第1次植生修景整備					■				●
仙台城跡調査・整備委員会		●		●			●		
文化庁協議		●		●					
仙台市文化財保護審議会	●					●			●